

資料 1

「国有林野のエネルギー - 資源利用検討会」実施要領

1 目的

わが国の脊梁山地に広がり，国土の約 2 割を占める国有林野には，風力ほか，もとより，小水力や森林バイオマス等のエネルギー - 資源が豊富に賦存している。

一方，近年，再生可能でクリーンなエネルギー - に対する期待が高まっているほか，各地で風力等を利用した発電に対する取り組みが進められており，今後，地球温暖化の防止のみならず，地域振興等の観点で，これらのエネルギー - 資源の活用が期待されている。

このため，国有林野部において，学識経験者等の協力を得て，国有林野に賦存するエネルギー - 資源について，地域で具体的にどのように利用していくのか，そのためにどのような工夫やシステム整備をしなければならないか，について検討する「国有林野のエネルギー - 資源利用検討会」(以下「検討会」という。)を開催する。

2 検討事項

- (1) 国有林野のエネルギー - 資源の賦存状況について
- (2) 国有林野のエネルギー - 資源の利用手法について
- (3) 国有林野のエネルギー - 資源の利用のあり方について

3 検討会の運営

(1) 構成

ア 検討会は，学識経験者，国有林野に賦存するエネルギーの利用に関心のある地方自治体，エネルギー利用に関する事業者等のうちから，林野庁長官が依頼する者により構成する。

イ 検討会には，委員のほか，委員に依頼された地方自治体に係る地元の森林管理局の担当官を出席させる。

ウ 委員の代理出席は，原則として認めない。ただし，林野庁長官の了解を得た場合はこの限りでない。

(2) 座長

ア 検討会に座長を置き，互選によりこれを定める。

イ 座長は会議を整理する。

ウ 座長は，必要に応じ座長代理を指名することができる。

(3) 庶務

検討会の庶務は，林野庁国有林野部経営企画課において処理する。

(4) その他

この要領に定めるもののほか，検討会の運営に関し必要な事項は，座長が検討会に諮って別に定める。